

福岡市自転車活用推進計画

概要版

令和3年(2021)3月



1. 計画策定の背景と目的

福岡市では、天神地区の放置自転車の台数が平成13・15年の2期連続で全国ワースト1位になったことから、平成16年7月に「福岡市自転車利用総合計画」を策定し、自転車対策（放置自転車対策・自転車駐車場整備）や走行マナーの啓発などの取組みを重点的に実施してきました。

その結果、放置自転車の台数は大幅に減少してきましたが、走行マナーについては、自転車と歩行者の接触事故の割合が増加傾向であり、利用者の走行マナーが改善されていないなどの課題も残っています。

このような中、市民の健康意識の高まりとともに、近年、自転車が通勤・通学・業務などの日常利用だけでなく、シェアサイクルの普及や観光・スポーツ分野などでも幅広く活用されており、自転車の役割が増大してきています。また、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、法の理念を踏まえ、国が平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定しています。

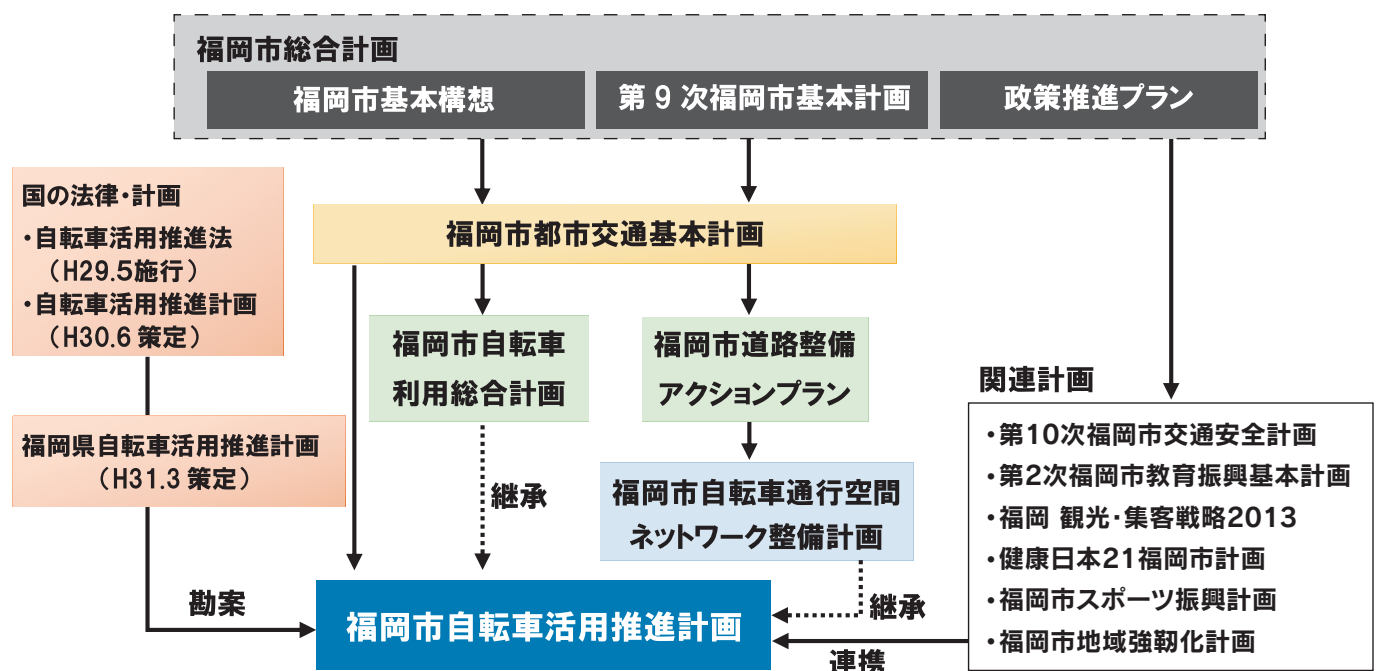
このようなことから、自転車活用の施策を総合的に進めていく必要があるため、「福岡市自転車活用推進計画」を策定することとしました。

2. 計画期間・計画範囲

計画期間は、関連する「福岡市道路整備アクションプラン2024」と同じ令和3年度から令和6年度までの4年間の実施計画とし、範囲は福岡市全域とします。

3. 本計画の位置付け

自転車施策の総合的な計画として、既存の「福岡市自転車利用総合計画」や「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画（平成26年3月策定）」を継承し、関連する他の行政各分野の計画と連携した実施計画として位置付けます。



4. 自転車活用の基本方針と施策

「福岡市自転車利用総合計画」で定めた「はしる」、「とめる」、「まもる」、「いかす」の4つの観点から自転車に関する課題や近年の動向を踏まえた新たな基本方針や施策を設定します。

自転車通行環境の創出

基本方針：安全で快適な通行環境づくり

はしる

(1) 安全で快適な自転車通行環境の創出

施策1：自転車通行空間の整備

施策2：違法駐車の積極的な取締り

施策3：自転車走行ルートの誘導案内

(2) 安心して走行できる自転車通行空間ネットワークの形成

施策4：ビッグデータなどを収集し、利用実態に応じた自転車通行空間ネットワークの検討

駐輪環境の整備

基本方針：利用しやすい駐輪環境づくり

とめる

(1) 民間等との共働による利用しやすい駐輪場の整備

施策5：市営駐輪場の整備・更新

施策6：民間駐輪場の整備促進

(2) 駐輪場の利便性向上

施策7：案内マップや案内サインの設置

施策8：ICTなどを活用した駐輪情報システムの整備

施策9：多様な駐輪ニーズへの対応

施策10：駐輪サービスの向上

自転車利用の適正化

基本方針：適正な自転車利用の促進

まもる

(1) 適正な走行ルールの周知・徹底とマナーの向上

施策11：責任・義務の徹底、啓発活動の推進

施策12：街頭指導の強化、地域における交通安全活動の担い手の確保

(2) 安全・安心な自転車利用の促進

施策13：自転車損害賠償保険等への加入促進

施策14：自転車点検整備等の促進

(3) 放置対策の推進及び駐輪マナーの向上

施策15：啓発活動による適正な自転車利用

施策16：定期的な撤去の実施

施策17：ICTを活用した放置自転車対策の検討

自転車の活用

基本方針：自転車を活用したまちづくり

いかす

(1) 自転車に親しむ機会の創出

施策18：サイクルツーリズムの推進

施策19：サイクルスポーツの普及促進

施策20：自転車を活用した健康づくり

(2) 自転車を活用したまちづくりの推進

施策21：シェアサイクルを活用したまちづくりや観光促進

施策22：災害時における自転車活用

施策23：自転車利用等に関する情報提供の充実強化

施策1：自転車通行空間の整備

自転車が安全で快適に走行できるよう、原則として、車道に自転車通行空間を確保し、自転車通行空間ネットワーク強化を進めます。また、自転車通行空間ネットワークは、幅員 15 m 以上の都市計画道路を基本とし、計画期間内に整備する路線については、自転車交通量や鉄道駅へのアクセス路線などの観点で評価を行い、整備の実現性を踏まえ路線を選定します。

自転車通行空間の整備形態

車道内の整備を基本とし、4つ（自転車道・自転車通行帯・車道内共存・車道混在）の整備形態から選定します。

自転車道



必要な幅員 2.0m 以上

自転車通行帯



必要な幅員 1.5m 以上

車道内共存



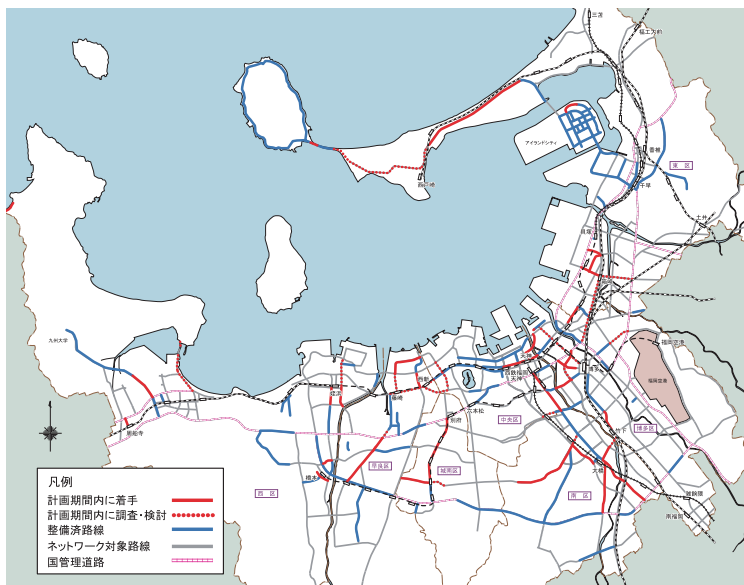
必要な幅員 概ね 1.0m 以上

車道混在



必要な幅員 概ね 1.0m

〈自転車通行空間ネットワーク整備予定路線図〉



施策2：違法駐車の積極的な取締り

整備された自転車通行空間を快適に走行するために、関係機関と連携して、自転車の通行が多い路線や自転車事故が多い路線を重点的に違法駐車取締りを行います。

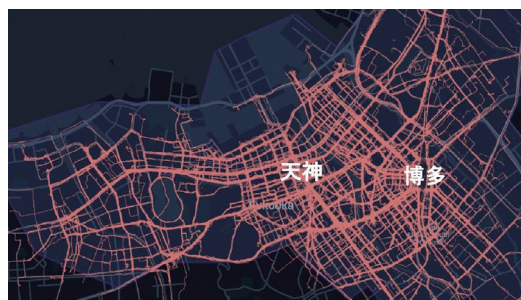
施策3：自転車走行ルートの誘導案内

自転車利用者が安全で快適なルートを選択できるよう、ナビゲーションアプリなど ICT を活用した自転車走行ルートの誘導案内を促進していきます。

また、自転車通行空間が整備された際は、速やかにナビゲーションアプリ等の運営事業者へ整備路線箇所等の情報提供を行います。

施策4：ビッグデータなどを収集し、利用実態に応じた自転車通行空間ネットワークの検討

シェアサイクル事業の利用実態データや自転車事故件数のデータを収集し、新たな路線選定や整備の優先順位の設定などに活用することを検討し、効率的・効果的な自転車通行空間ネットワークの整備を推進します。



シェアサイクル利用実態データ（サンプル）

とめる

駐輪環境の整備

基本方針：利用しやすい駐輪環境づくり

施策5：市営駐輪場の整備・更新

(1) 市営駐輪場の整備

新たな市営駐輪場については、新駅の開業など、まちづくりの進展の機会を捉え、適切な位置・規模の整備を図ります。既存駐輪場についても駐輪需要を踏まえて収容台数の確保に努めていきます。

(2) 市営駐輪場の更新

これまで整備してきた市営駐輪場については、老朽化の状況を踏まえて計画的な更新を進めていきます。

(3) 路上駐輪場の撤去

ゆとりある歩行空間の確保に向けて、官民連携による駐輪場（施設型）が整備された際や周辺の駐輪場の利用状況を踏まえて順次廃止していきます。

(4) 鉄道事業者と連携した駐輪場の整備



地下空間を利用した駐輪場



路上駐輪場の撤去状況

施策6：民間駐輪場の整備促進

都心部においては、都心部機能更新誘導方策などの制度を活用して、民間施設建替え時に附置義務台数以上の駐輪場整備を促進します。また、民間駐輪場の一般開放、短時間無料、市営駐輪場並みの料金設定やキャッシュレス決済の対応などの協力を促し、自転車を利用しやすいまちを目指します。

施策7：案内マップや案内サインの設置

駐輪場利用者の視認性向上のために、各エリアで官民統一した駐輪場案内マップやサインのデザインを検討し、エリアマネジメント団体などと連携して設置を推進します。

施策8：ICTなどを活用した駐輪情報システムの整備

ホームページ（チャリエンタウン）やICTなどを活用して、自転車利用者への駐輪場の位置や料金、混雑状況などの施設情報の提供に取り組めます。



ホームページ（チャリエンタウン）



空き・混雑情報配信サービス
提供：(株)バカン

施策9：多様な駐輪ニーズへの対応

スポーツタイプやマウンテンバイク等の様々な自転車に対応した利用しやすい駐輪装置の導入を進めるとともに、子ども乗せ自転車や高齢者等が利用しやすい駐輪スペースの確保に努めます。

施策10：駐輪サービスの向上

短時間利用の無料化、長期契約者の割引など様々な利用状況に応じた料金設定や24時間営業など利用しやすい営業形態の設定に向けた取組みを進めます。また、電動式空気入れ、電動アシスト自転車の充電器の設置、自転車の軽微な点検整備・修理など、利用者が利用し続けたいくなる付加価値サービスの提供に向けた取組みを進めます。

まもる

自転車利用の適正化

基本方針：適正な自転車利用の促進

施策 1 1：責任・義務の徹底、啓発活動の推進

交通ルールやマナーを遵守する必要があることなどについて、市民へ理解を促すため、様々な機会を捉えて自転車安全利用に関する交通安全教育及び啓発に取り組みます。関係機関・団体と共働して「自転車安全利用の日」や「四季の交通安全運動」における街頭キャンペーンなどに積極的に取り組みます。

また、安全な自転車利用に求められるルールは年齢等に応じて異なるため、ライフステージに合わせた体系的な自転車安全教育・啓発を推進します。



交通安全キャンペーンの様子

施策 1 2：街頭指導の強化、地域における交通安全活動の担い手の確保

自転車押し歩き推進区間などにおける自転車安全利用指導員の効果的な配置により、街頭指導の強化に取り組むとともに、ルールやマナーに精通したボランティアの確保に取り組みます。

施策 1 3：自転車損害賠償保険等への加入促進

令和2年10月から自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたことから、交通安全教室や各種キャンペーンなど様々な機会を捉えた周知啓発に取り組んでいきます。

施策 1 4：自転車点検整備等の促進

自転車の定期的な点検整備の促進、自転車の灯火点灯の徹底や側面等への反射器材の備付け、自転車用ヘルメットの着用促進等に取り組んでいきます。

施策 1 5：啓発活動による適正な自転車利用

(1) 放置サイクル ZERO 宣言!キャンペーン

チャリ・エンジェルズなどの啓発活動を継続的に行い、自転車利用者の多くを占める若年層に対する駐輪マナーの意識改革に努めます。

(2) 街頭指導・放置自転車対策協力員制度

街頭指導員や自転車放置防止活動の推進を希望する団体を自転車放置防止推進団体及び協力員として認定し、路上での自転車利用者に対する自転車放置防止の呼びかけを行っていきます。



街頭指導の様子

施策 1 6：定期的な撤去の実施

放置自転車の台数は、年々減少していますが、依然として毎年約3万台（過去5年間平均）の自転車が撤去されていることから、定期的な撤去を継続していきます。また、都心部においては、平日のみならず、休日・夜間の撤去を実施し、適正な道路利用に努めていきます。

施策 1 7：ICT を活用した放置自転車対策の検討

ICT を活用することにより、インターネット上で撤去された自転車の保管場所等を確認することが可能となり、利用者等への返還がスムーズになることで、返還率の向上を図ります。

施策 18：サイクルツーリズムの推進

「直方～志賀島～糸島」が福岡県内の広域サイクリングルートとして認定されており、今後は、サイクリストが安全で快適に走行するための環境づくりやサイクリストへの情報提供、サイクルスタンドの設置などサイクリスト受入環境の整備等を優先的に進め、近隣自治体と連携して国内外からのサイクリスト誘客を推進します。



認定された市内のサイクリングロード

施策 19：サイクルスポーツの普及促進

「福岡トライアスロン」や「海ノ中道クリテリウム&ハンドサイクルレース」などの市民が参加できるサイクルスポーツの大会が開催され、自転車に親しむ機会が創出されていることから、これらの大会の継続開催などによる市民のサイクルスポーツの普及を促進していきます。



開催状況（福岡トライアスロン）

施策 20：自転車を活用した健康づくり

ウォーキングだけでなく自転車をこぐなど、個人にあった身近な方法を身体活動に取り入れていくことを推進し、市民の健康寿命を延ばしていきます。

施策 21：シェアサイクルを活用したまちづくりや観光促進

都心部の回遊性向上や放置自転車の減少、駐輪場整備の抑制などを図ることを目的として、実施事業者と共同で「福岡スマートシェアサイクル事業」に取り組み、シェアサイクルを活用したまちづくりや観光を促進していきます。



シェアサイクル（チャリチャリ）

施策 22：災害時における自転車活用

国・福岡県による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検証結果を踏まえ、住民の避難等、災害時における自転車の活用を検討します。

また、大規模災害時に公共交通機関の機能が一時的に停止・不足した際には、応急策としてシェアサイクル（チャリチャリ）の無償開放を行います。

施策 23：自転車利用等に関する情報提供の充実強化

MaaS の活用により、シェアサイクルや自転車が公共交通機関などとシームレスに連携し、自転車利用が便利で快適になるまちづくりを推進していきます。

また、これらに加え施策3、8、17、21など自転車利用における ICT の導入及び活用を図ることで、自転車利用等に関する情報提供の充実強化を行っていきます。

5. 基本方針に対する成果指標

本計画で掲げている基本方針・目標の実現に向けて、各施策の取組みによる効果を的確に把握するため、基本方針に対して成果指標を設定します。成果指標の目標値は、本計画の最終年度である令和6年度の数値とします。

成果指標		現状 (基準値)	目標値 (令和6年度末)
はしる	自転車通行空間整備延長	122.7km (令和3年3月末見込み)	160km
	自転車関連事故件数	1,770件/年 (令和元年)	1,600件/年
	安全性や走行性の満足度※ ¹	16.7% (平成30年度)	25%
とめる	駐輪場整備台数※ ²	4,953台 (令和3年3月末見込み)	約1,000台
	路上駐輪場設置台数		4,500台
	附置義務駐輪台数		60,000台
まもる	自転車の交通安全教室の開催回数	321回/年 (令和元年度実施)	350回/年
	自転車損害賠償保険等の加入率	52.4% (令和2年度調査)	100%
	自転車の走行マナーについての満足度※ ³	25.1% (令和元年度)	40%
	自転車放置率	1.6% (令和2年調査)	現状維持
	保管自転車の返還率※ ⁴	61.3% (令和元年度)	65%
いかす	シェアサイクルポート数	243か所 (令和2年3月末)	600か所以上
	シェアサイクルの月間平均ライド数	123,000回 (令和元年度)	約300,000回以上

※1：市政アンケート「自転車が安全でスムーズに走ることができる」についての「満足」と「どちらかといえば満足」の合計

※2：市が新設で整備する駐輪場（路上駐輪場除く）に限る

※3：市政アンケート「自転車の走行マナーについて」の「良い」と「どちらかといえば良い」の合計

※4：放置自転車として撤去され、市内の保管所に保管されている自転車の返還率

6. 計画の進捗管理と評価

本計画は毎年度、施策の進捗状況や目標の達成状況について評価・検証した上で、課題となっている事項を整理し、実施方法の改善等についてフォローアップするとともに、計画期末には総括評価を実施します。

項目	1年目	2年目	3年目	4年目
進捗状況	○ PDCA	○ PDCA	○ PDCA	○ PDCA
数値的検証 (成果指標)		○		○
公表				○